

事業方式について

1 事業方式の検討手順

事業方式の検討は以下の手順で行う。

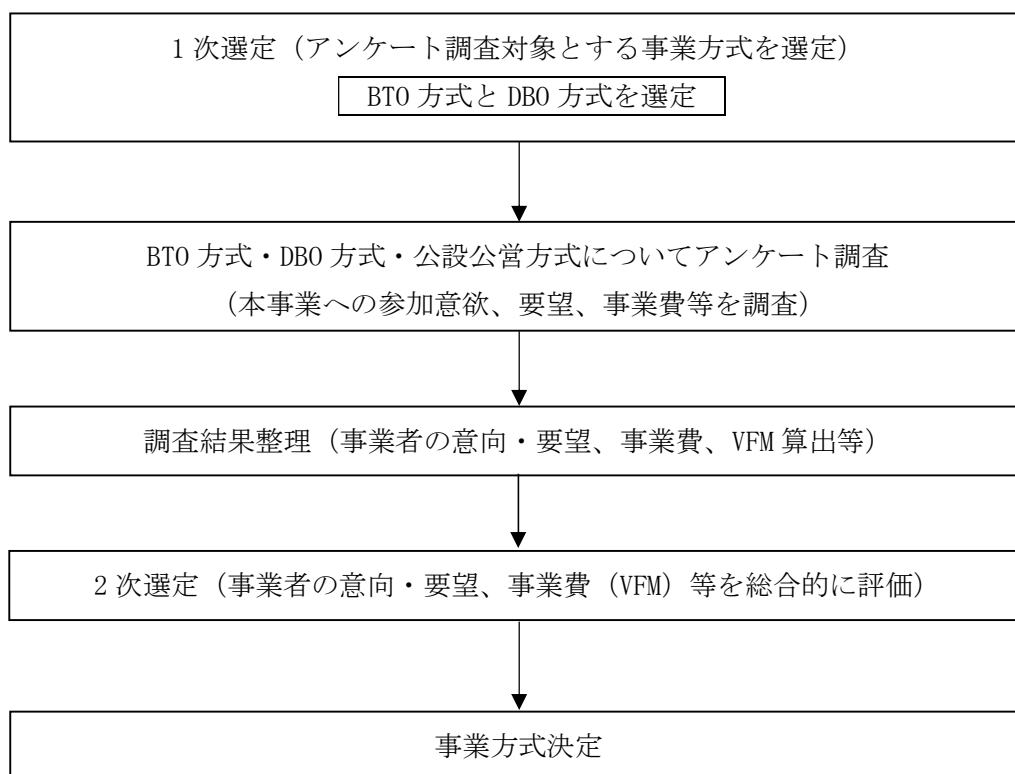


図1 事業方式の検討手順

「VFM」(Value For Money) とは、一般に、「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方である。同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを供給する方を他に対し「VFMがある」といい、残りの一方を他に対し「VFMがない」という。

「VFMに関するガイドライン (平成13年7月27日・内閣府)」

○本事業のVFMの評価は、「PSC」と「LCC」との比較により行う。

公設公営方式の公的負担見込額の現在価値 : PSC (Public Sector Comparator)

DBO方式またはBTO方式の公的財政負担見込額の現在価値 : LCC (Life Cycle Cost)

2 アンケート調査概要

(1) 対象施設

新ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）

(2) 調査する事業形態

- A： 公設公営方式
- B： DBO 方式
- C： BTO 方式

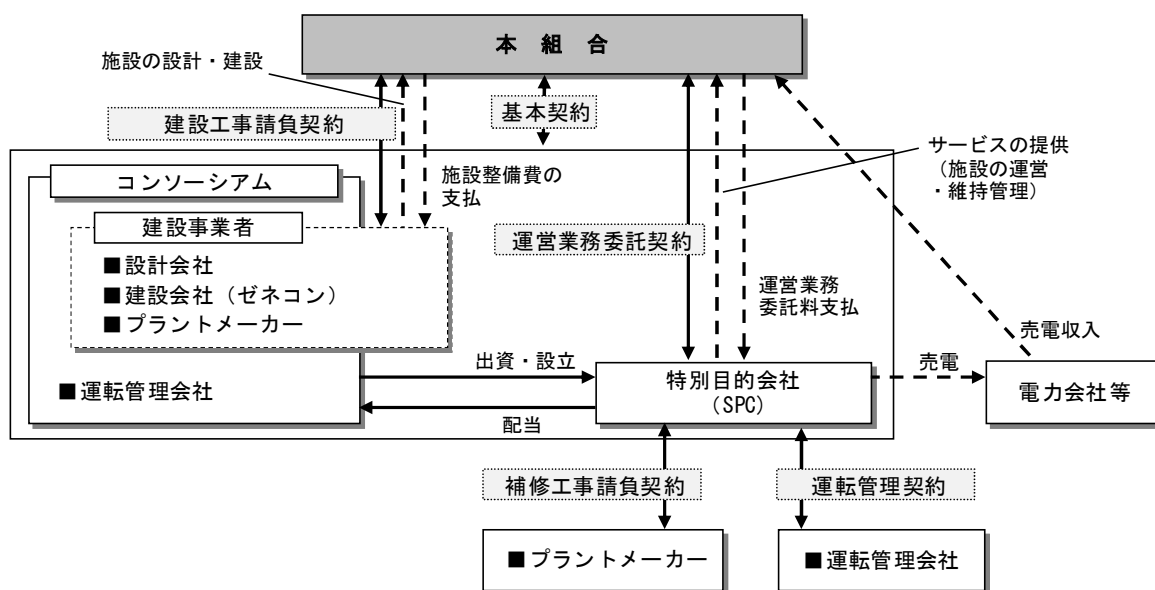


図2 DBOの事業スキーム(例)

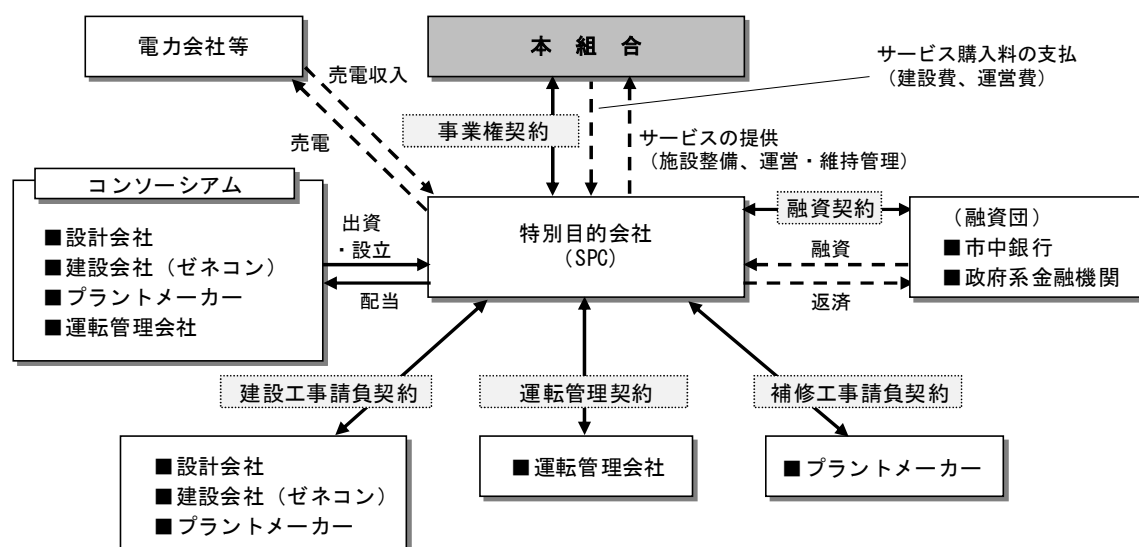


図3 BTOの事業スキーム(例)

(3) 事業期間

設計・建設期間：令和5年度～令和8年度

運営期間：令和9年度～令和28年度（20年間）

(4) 事業者の業務範囲

表1 事業者の業務範囲(案)

段階	業務	業務内容
搬入段階	受付管理	廃棄物、薬剤等副資材、資源物等を搬入・搬出する車両を計量棟において記録・確認し、管理を行う。
		直接搬入ごみを搬入しようとする者に対して、直接搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、本組合が定める基準を満たしていることを確認する。
	計量	計量、案内・指示、搬入管理、受付、清掃、処理手数料の徴収事務(事業者は事務のみの対応とする)を行う。
処理段階	運転維持管理	搬入物の性状分析、搬入管理、適正処理、適正運転を行う。
		運転、維持管理(保守管理、補修点検)、予備品、什器、消耗品等の管理、薬品・燃料等の購入等を行う。
搬出段階	処理後の搬出	主灰及び飛灰、不燃残渣等は、施設内で一時保管し、適宜引き取りに来る車両に積み込む。
		資源物等は、施設内で一時保管し、適宜引き取りに来る車両に積み込む。
		発電電力は場内で使用し、余剰電力は電力会社に売電する。
		搬出物の性状分析を行う。
その他		労働安全衛生、作業環境管理、防火管理、施設警備、見学者対応、住民対応等を行う。

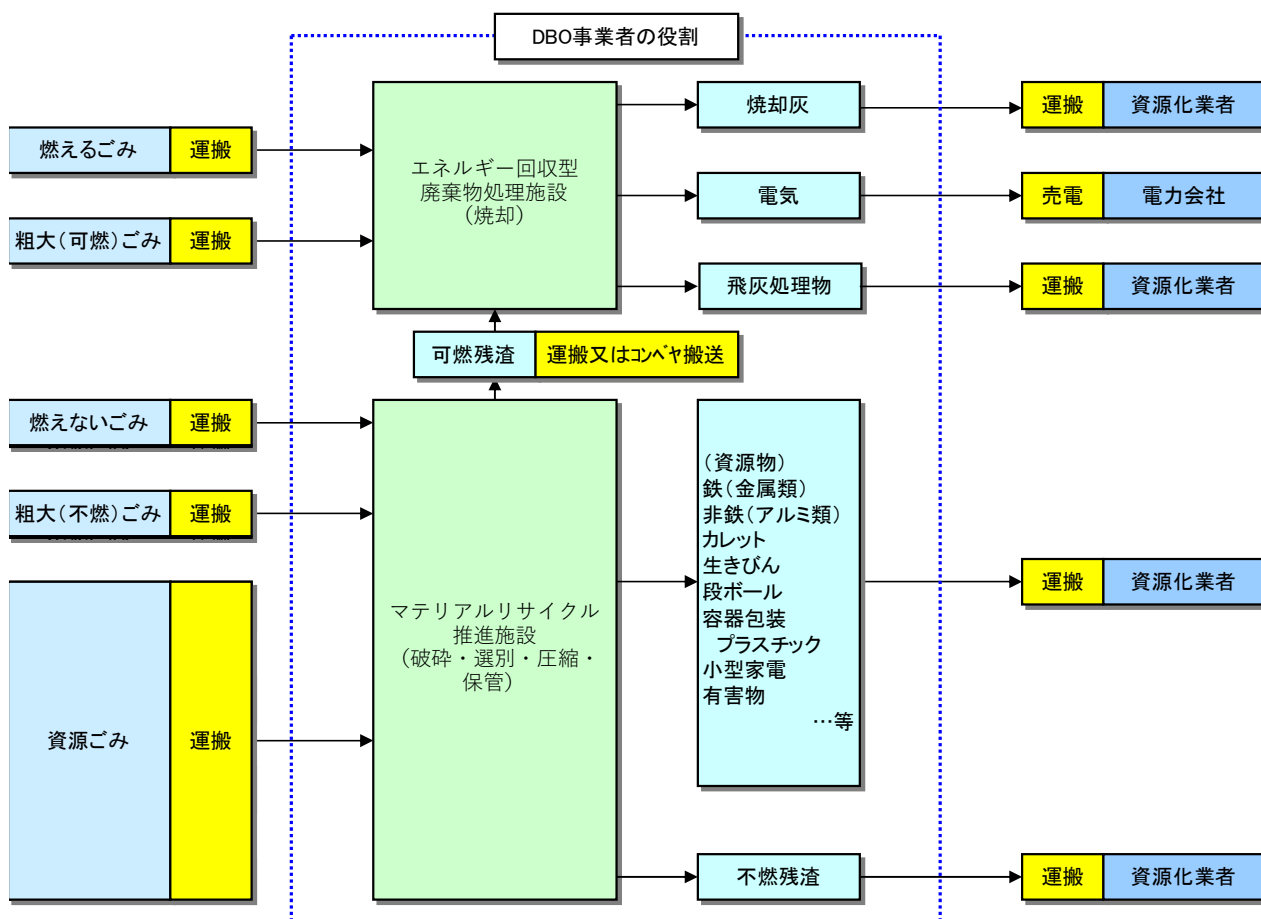


図4 一般的なDBO事業者の事業範囲(例)

(5) 業務内で発生する費用の帰属先

表2 業務内で発生する費用の帰属先

段階	業務	費用に関する内容
段階 搬入	計量	直接搬入ごみの処理手数料収入は本組合の帰属とする。
搬出 段階	処理後の搬出	電力会社等に供給した電力の売電収入は本組合の帰属とする。
		主灰及び飛灰、不燃残渣等の運搬は本組合の帰属とする。
		主灰及び飛灰、不燃残渣等の資源化費用、資源物等の資源化費用の支払い責任は、本組合の帰属とする。

(6) 質問事項

① 本事業への参入意思

参入意思：本事業が仮に PPP 手法で実現された場合の参入意思。

希望する事業形態：本事業に参入意思がある場合、希望する事業形態（DBO 方式、BTO 方式）。

② 本事業への提案・意見等

運営期間：施設の運営・維持管理業務の希望する運営期間。

業務範囲：表 1 の業務範囲(案)から、除外することを希望する業務、業務範囲に含めたい業務。

その他条件：本事業を実施する場合、事業者が自治体に希望する条件と障害となる項目。

リスク分担：リスク分担に対する提案や意見。

更なる効率化：本事業をより効率的に実施するという観点からの提案や意見。

③ 施設整備費、運営・維持管理費

施設整備費：公設公営方式、DBO 方式、BTO 方式の場合の施設整備費。

運営・維持管理費：公設公営方式、DBO 方式、BTO 方式の場合の 20 年間の運営・維持管理費。

事業費削減項目：DBO 方式と BTO 方式で、公設公営と比較して経費削減が見込める項目。

人員配置：公設公営方式、DBO 方式、BTO 方式の場合の人員配置計画。

資本金及び収益率：本事業への出資金、最低限保障すべきと考える収益率（E-IRR[※]）。

※E-IRR：自己資本に対する内部収益率。資本金として投下した資金に対して将来受け取る配当金が年利回りに換算してどの程度となるかを数値化したもの。

3 事業スキーム(案)

本事業が DBO 方式で実施された場合の一般的な事業スキーム(案)は以下のとおりである。

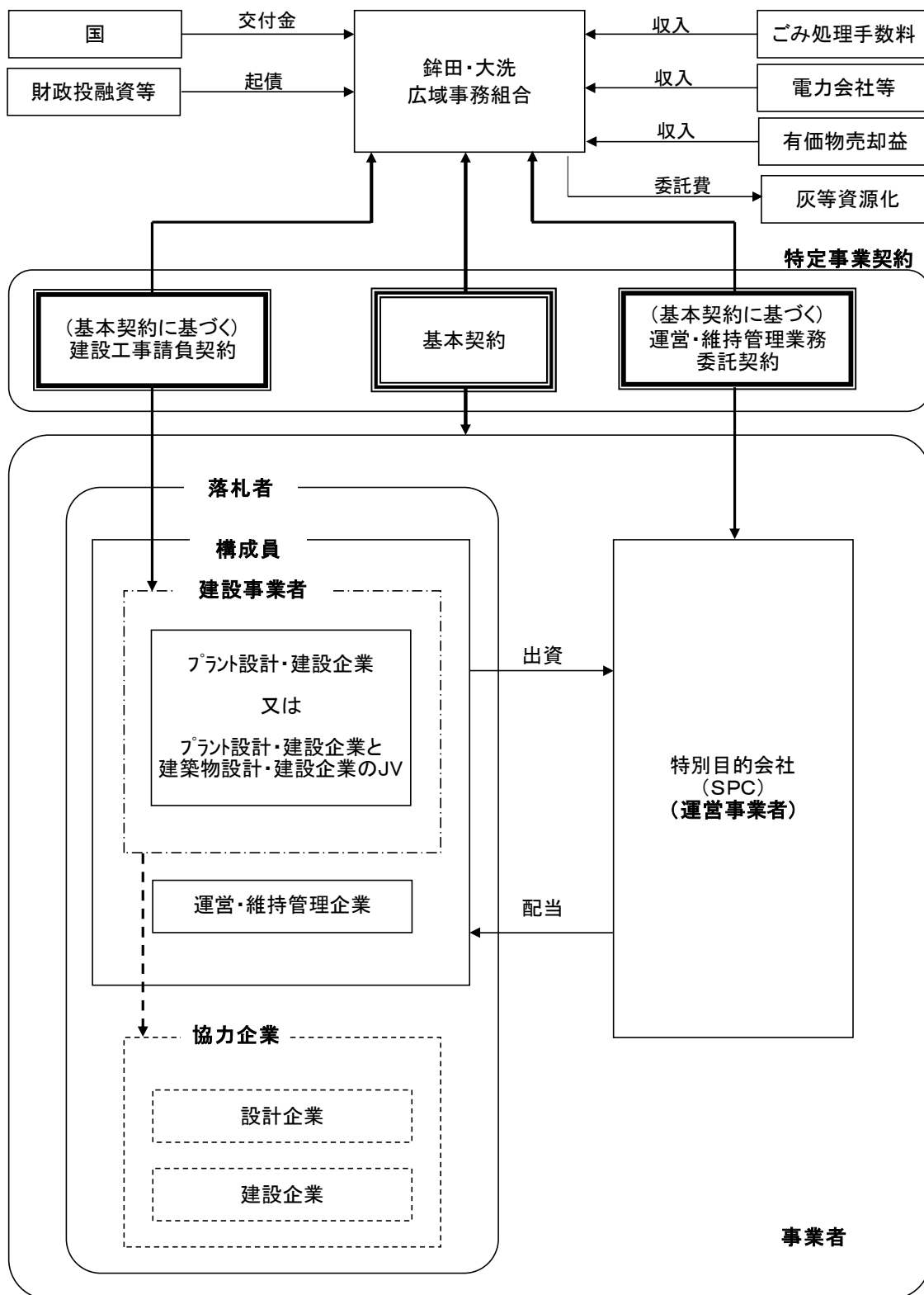


図5 本事業のDBO方式事業スキーム(案)

SPC とは

PPP 事業においては、当該 PPP 事業のみを行う特別目的会社。

本事業では銚田・大洗広域事務組合の新ごみ処理施設の運営・維持管理のみを行う。

表 3 SPC が事業を実施することによるメリット・デメリット

内 容		詳 細
メリ ット	財務的な独立性	親会社が他事業において損失を被った場合であっても、SPC は親会社と財務的に独立しているため、SPC の財務に対して影響を及ぼさない。
	倒産時の事業契約の継続性	親会社が倒産等の事態に陥った場合であっても、親会社が保有する SPC の株式を第三者へ譲渡することにより、事業契約を継続することが可能となる。
デ メ リ ット	事業費の増加	SPC を設立した場合には、会社を維持するための費用が必要になることから、コストが上昇する。特に、小規模施設における事業では、SPC の会社経費が DBO 方式を導入したことによるコストメリットを相殺してしまう恐れもある。
	会社設立期間の確保	SPC の設立においては、会社設立準備（資本金の準備、登記書類の準備等）、会社登記等に期間を有するため、落札者の決定から契約締結までの期間が短い場合には注意が必要である。 ただし、期間が短い場合には、SPC の設立前に、SPC に出資する構成員と契約を締結しておき、SPC 設立後に、当該契約上の権利義務を構成員から SPC に承継させる等の対応も可能であるため、期間的に大きな制約にはならない。
そ の 他	法人住民税による収入	SPC の本店所在地を組合構成市町内に定めることにより、SPC の得た営業利益の一部が法人住民税として本店所在地の構成市町に納められる。 (構成市町のメリットであり、組合にとってはメリットではない。)

コスト面では、SPC を設けない場合と比べると事業費は増加するものの、SPC は当該事業の運営業務等を行うために設立される会社であり、他事業を実施しないこと、財務的に親会社から独立しているため親会社の経営状況の影響を受けないことなどから、SPC を設けるほうが事業期間内に渡った事業運営の安定性は高いといえる。

先行事例においても、長期的なごみ処理の安定性及び事業運営の安定性を考慮して、SPC の設置を義務付けている事例が大半であり、SPC の設置を義務付けていない事例は数件程度（西宮市、松阪市、小松市等）である。

事業スキーム他事例

DBO（霞台厚生施設組合、水戸市、江戸崎地方衛生土木組合）

BT0（長岡市、浜松市）